

## 7日間の介護休業でも介護休業給付を受給できますか

社会保険労務士 桂 好志郎

を受けられるため、7日間のみ介護休業を取得したいと考えています。

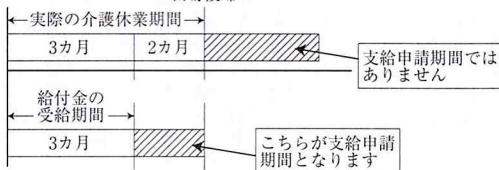
◆介護休業の期間が2週間以上である必要はありません。

ここでいう「2週間以上」とは、対象介護休業期間ではなく、あくまでもお母さんが、常時介護を必要とする期間をいうものであり、その期間中には病院等への入院や他の介護者による介護が行われ、雇用保険の被保険者本人が介護休業を取得する必要があります。このため7日間だけ介護休業を受給することも可能です。

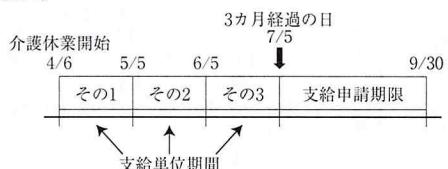
介護休業は、職員が、要介護状態（負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業とのことです。が、7日間だけの介護休業では、雇用保険の介護休業給付を受給することはできないのでしょうか。

○注意してください、支給申請期間  
○支給申請は、支給対象期間（最大3ヵ月分）すべてについて、まとめて一度に行います（図1）。

〔図2〕5か月間介護休業を取得した場合 職場復帰



〔図1〕



- (1) 支給単位期間が1ヵ月ある場合（最後の支給単位期間を除く）  
支給額=休業開始時賃金日額 × 支給日数（30日）×67%
- (2) 最後の支給単位期間（職場復帰等による休業終了日を含む）の場合  
支給額=休業開始時賃金日額 × 支給日数（暦の日数）×67%

◆支給額は休業期間中賃金が支払われていない場合

届出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に提出書類や持参する書類等事前に尋ねるようにして下さい。

業」とは、復職復帰を前提に取得するものをいい、休業取得時に退職が確定（予定）している休業は支給の対象とはなりません。

日から起算して2ヵ月を経過する日の属する月の末日までです（図2）。ここでいう「介護休

### 税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vidro.gr.jp/one\\_point/](https://www.vidro.gr.jp/one_point/)

（注）育児・介護休業法においては、職員は介護休業を取得する場合、その事業主に書面（介護休業申出書）によって申し出なければなりません。介護休業申出書の様式自体に特に定めはありませんが、厚生労働省が出している参考様式を参考してください。

〔例〕休業開始時の賃金日額が7,000円の場合（賃金月額は21万円）

支給額は  
 $7,000\text{円} \times 30\text{日} \times 67\% = 140,700\text{円}$

無断転載禁止